

# 一、本会議の審議概要

○昭和五十六年九月二十四日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員杉山令肇君を議院に紹介した。

議長は、元衆議院議長衆議院議員前尾繁三郎君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、その弔詞を朗読した。

議長は、湯川秀樹君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、その弔詞を朗読した。

休憩 午前十時五分

再開 午後一時四分

日程第二 会期の件

右の件は、五十五日間とすることに決した。

散会 午後一時五分

備

考

○九月二十八日 月曜日

開会 午後二時六分

常任委員長辞任の件

右の件は、内閣委員長林達君、地方行政委員長亀長友義君、外務委員長秦野章君、大蔵委員長中村太郎君、文教委員長降矢敬義君、農林水産委員長井上吉夫君、商工委員長金丸三郎君、予算委員長木村睦男君、懲罰委員長小澤太郎君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に遠藤要君、地方行政委員長に上條勝久君、外務委員長に稻嶺一郎君、大蔵委員長に河本嘉久藏君、文教委員長に片山正英君、農林水産委員長に坂元親男君、商工委員長に降矢敬雄君、予算委員長に植木光教君、懲罰委員長に石本茂君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

鈴木内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後二時二十五分

○十月一日 木曜日

開会 午前十時二分

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官訴追委員片山正英君、河本嘉久蔵君、同予備員降矢敬雄君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に小澤太郎君、鈴木省吾君、同予備員に三浦八水君、北海道開発審議会委員に川村清一君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、三浦八水君を第二順位とし第二順位の予備員である前田勲男君を第一順位とした。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

小谷守君、梶木又三君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時二十一分

○十月二日 金曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君、電波監理審議会委員に岡村総吾君、館野繁君を任命したことを承認又は同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第三日）

多田省吾君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時十分

再開 午後零時五十八分

議員石破二朗君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、上條勝久君が哀悼の辞を述べた。

休憩前に引き続き、栗林卓司君、大木正吾君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時三十二分

一〇・三 衆議院予算委員会

（予算実施状況調査—總

理出席）

一〇・五 参議院予算委員会

（予算実施状況調査—總

理出席）

○十月七日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、当面の物価等に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る物価等対策特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術振興対策特別委員会、公害及び環境保全並びに交通安全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十五名から成るエネルギー対策特別委員会、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖繩及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、公職選挙法改正に関する調査のため委員二十五名から成る公職選挙法改正に関する特別委員会、日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る安全保障特別委員会、行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を審査するため委員三十五名から成る行財政改革に関する特別委員会を設置することに決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

散会 午前十時六分

○十月十四日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、本院議員金丸三郎君から趣旨説明があつた後、福間知之君、大川清幸君、近藤忠孝君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時十一分

○十月三十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減

その他の臨時の特例措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、中曾根国務大臣から趣旨説明があつた後、平井卓志君、小柳勇君、峯山昭範君、佐藤昭夫君、柳澤鍊造君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時四十六分

再開 午後六時十七分

地方公務員法の一部を改正する法律案（第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院

一〇・一一一、一二三 開発と協力に関する国際会議（カンクン南北サミット）

（閣法第一号）

（衆議院行財政改革特別委員会）

一〇・一九、二〇 連合審査会

二二 公聴会

送付)

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

二三 委員派遣（仙台・福岡地  
方公聴会）

二七 可決  
(衆議院本会議)

一〇・二九 可決  
(参議院行財政改革特別委員会)

一一・九 参考人  
一二・公聴会  
一三 委員派遣（札幌・大阪地  
方公聴会)  
(参議院本会議)

一九、二〇、二四、二五、二六  
連合審査会

二七 可決  
(参議院本会議)

一一・二七 可決

電気通信労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全森林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）

及び「定期作業員」）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印

刷局労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造  
幣労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アル  
コール専売労働組合関係）（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

右の十八件は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があ  
つた後、全会一致をもつて委員長報告（公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施  
することを承認）のとおり決した。

散会 午後六時四十分

○十一月十三日 金曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員小林国司君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。

議員永野嚴雄君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、藤  
田正明君が哀悼の辞を述べた。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

（衆議院議決）

一一・一三 老人保健法案（第九十四

回国閣法第七四号）（修正）

国家公務員等退職手当法  
の一部を改正する法律の  
一部を改正する法律案

右の件は、熊谷太三郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、臼井莊一君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、大山彰君、田島英三君、山本寛君、公正取引委員会委員に渡辺豊樹君、日本放送協会経営委員会委員に池田敬子君、高橋武彦君、永倉三郎君、吉武信君、労働保険審査会委員に大塚達一君を任命することに同意することに決した。

日程第一 昭和五六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時十七分

○十一月十七日 火曜日

開会 午後五時三十一分

日程第一 会期延長の件

右の件は、国会の会期を来る二十八日まで十一日間延長することに決した。

散会 午後五時三十二分

(第九十三回閣法第九号)

(可決、成立)

地方公務員法の一部を改正する法律案（第九十三回閣法第八号）(可決、成立)

○十一月二十日 金曜日

(衆議院継続審査議案)  
内閣委員会

開会 午前十時二分

日程第一 老人保健法案 (趣旨説明)

右は、村山厚生大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君が質疑をした。

散会 午前十時五十分

○十一月二十七日 金曜日

開会 午前十時七分

議員鍋島直紹君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、瀬

谷英行君が哀悼の辞を述べた。

皇室経済会議予備議員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、丸

茂重貞君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に島村武久君、科学技術会議議員に芦原義重君、鈴江康平君、公害等調整委員会委員に島谷六郎君、公害健康被害補償不服審査会委員に春日斎君、岸野駿太君、中央更生保護審査会委員に岩崎隆彌君、緒方節郎君、社会保険審査会委員

一、行政機関の公文書の公開に関する法律案 (第九十四回衆第三五号)

一、国の行政機関の職員等に対する  
営利企業への就職の制限等に関する法律案 (第九十四回衆第三六号)

一、情報公開法案 (第九十四回衆第三七号)

一、公文書公開法案 (第九十四回衆第四五号)

地方行政委員会  
(第九十四回衆第二四号)

一、地方公営交通事業特別措置法案  
(第九十四回衆第二四号)

法務委員会

一、国籍法の一部を改正する法律案  
(第九十三回衆第六号)

一、最高裁判所裁判官国民審査法の  
一部を改正する法律案 (第九十  
三回衆第七号)

に岡本和夫君、松浦十四郎君、運輸審議会委員に高橋正八君、労働保険審査会委員に溝邊秀郎君、山本秀夫君を任命することに同意することに決した。

日程第一 供託法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は可決、日程第二は全会一致をもつて可決された。

日程第三 日本放送協会昭和五十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第四乃至第四六の請願

右の請願は、外務委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

休憩 午前十時二十七分

再開 午後七時二十二分

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、行財政改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

台風十五号による災害復旧対策に関する請願外六件の請願

一、最高裁判所裁判官任命諮問委員

会設置法案（第九十三回衆第八号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法

律案（第九十三回衆第九号）

一、刑法の一部を改正する法律案

（第九十三回衆第一〇号）

一、利息制限法の一部を改正する法

律案（第九十四回衆第二一号）

一、利息制限法の一部を改正する法

律案（第九十四回衆第四〇号）

大蔵委員会

一、資金業の規制等に関する法律案

（第九十四回衆第九号）

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部

を改正する法律案（第九十四回衆第一〇号）

一、資金業の規制に関する法律案

（第九十四回衆第三八号）

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部

等の取締りに関する法律案

右の請願は、日程に追加し、災害対策特別委員長及び行財政改革に関する特別委員長の報告を省略し、全会一致をもつて両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、集団代表訴訟に関する法律案（第九十四回国会参第四号）

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、日本学校健康会法案（第九十三回国会閣法第一二二号）

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母

等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第一号）

を改正する法律案（第九十四回

衆第三九号）

一、貸金業の規制等に関する法律案（第九十四回国衆第四一号）

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第四二号）

一、小口消費者金融業法案（第九十四回国衆第一九号）

一、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第二〇号）

文教委員会

一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（第九十三回国衆第一号）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第二号）

一、学校教育法の一部を改正する法

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第一二号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第三二号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第五号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

#### 社会労働委員会

一、老人保健法案（第九十四回国会閣法第七四号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

#### 農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

#### 商工委員会

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第七号）

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

#### 運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

#### 通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

律案（第九十四回国衆第七号）

一、公立の障害児教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準等に関する法律案（第九十四回国衆第

一一号）

#### 社会労働委員会

一、労働基準法の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第一七号）

一、雇用保険法の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第三一号）

一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第三四号）

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第九十四回国衆第一六号）

一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案（第九十三回国衆第十九号）

一、日本国有鉄道経営再建促進特別

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決

算書（第九十一回国会提出）

一、昭和五十三年度国有財産増減及び現在額統計算書（第九十一回国会提出）

一、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十一回国会提出）

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第一号）

一、公職選挙法改正に関する調査

措置法の一部を改正する法律案

（第九十四回衆第三号）

環境委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（第九十四回衆第五号）

一、水俣病問題総合調査法案（第九十四回衆第六号）

一、環境影響評価法案（第九十四回

閣法第七一号）

決算委員会

一、昭和五十三年度一般会計歳入歳

出決算、昭和五十三年度特別会

計歳入歳出決算、昭和五十三年

度国税収納金整理資金受払計算

書、昭和五十三年度政府関係機

関決算書

一、昭和五十三年度国有財産増減及

び現在額統計算書

一、昭和五十三年度国有財産無償貸

付状況総計算書

一、昭和五十四年度一般会計歳入歳

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

安全保障特別委員会

一、国家安全保障に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後八時十八分

議院運営委員会

一、会計検査院法の一部を改正する  
法律案（第九十三回衆第一二号）  
付状況総計算書

一、会計検査院法の一部を改正する  
法律案（第九十三回衆第一二号）

一、国會議員及び内閣総理大臣その他  
他の国務大臣の資産の公開等に  
関する法律案（第九十四回衆第  
三三号）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、北方地域内の村の北海道の区域  
内の市又は町への編入について  
の地方自治法の特例に関する法  
律案（第九十四回衆第五四号）

出決算、昭和五十四年度特別会

計歳入歳出決算、昭和五十四年

度国税収納金整理資金受払計算  
書、昭和五十四年度政府関係機

関決算書

## 二、議案の審議経過

(1) 議案件數一覽

## (2) 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は衆議院修正を示す。)

### ●内閣提出法律案（九件）（継続四件を含む）

四 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

### ●両院を通過したもの（五件）（継続一件を含む）

五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

- 一 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案

### ●議決を求めるの件（一八件）

#### ●両院を通過したもの（一八件）

国会 第九十四回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道

国会 第九十三回 地方公務員法の一部を改正する法律案  
国会 第九十三回 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国会 第九十四回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄

衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（一件）

国会 第九十四回 老人保健法案（修）

●本院において閉会中審査するに決したもの（一件）

国会 第九十三回 日本学校健康会法案

●衆議院において審査未了のもの（二件）

国会 第九十四回

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄

動力車労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

第 九 十 四 回 ○	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	第 九 十 四 回 一 二 回	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
第 九 十 四 回 六 八 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄道労働組合連合会関係）	第 九 十 四 回 八 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉労働組合関係）
第 九 十 四 回 八 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）	第 九 十 四 回 一 三 回	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）
第 九 十 四 回 八 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）	第 九 十 四 回 一 四 回	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）
第 九 十 四 回 一 四 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）	第 九 十 四 回 一 四 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）
第 九 十 四 回 一 四 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	第 九 十 四 回 一 四 〇	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本

林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

提出)

●閉会中審査するに決したもの（三件）

第九十四回  
国会一六  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

（第九十五回国会提出）

第九十四回  
国会一七  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

○昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十五回国会提出）

第九十四回  
国会一八  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）

●審査未了のもの（四件）

○昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

注 右一八件は、両院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。

（第九十四回国会提出）

## ●決算その他（八件）

●議決したもの（一件）

○日本放送協会昭和五十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十五回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十五回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十五回国会提出）

○日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び

損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十四回国会提出）

○衆議院議員提出法律案（二二件）

●両院を通過したもの（一件）

一 昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

●衆議院において審査未了のもの（一件）

一 武器等の輸出の禁止等に関する法律案

○本院議員提出法律案（七件）（継続六件を含む）

●本院において閉会中審査するに決したもの（七件）（継続六件を含む）

一 公職選挙法の一部を改正する法律案

第九十四回国会  
一 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児

休業に関する法律の一部を改正する法律案

第九十四回国会  
二 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児  
休業に関する法律の一部を改正する法律案  
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確  
保に関する法律の一部を改正する法律案  
集団代表訴訟に関する法律案

第九十四回国会  
一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正  
する法律案

第九十四回国会  
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する  
法律案

第九十四回国会  
法律案

(3) 委員会別の成立した法律の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	本院に受領			参議院	衆議院	備考
			月日	送付月日	又は(衆)へ			
9 第九十三回 国会	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案 右は題名を「国家公務員等退職手当法」と修正する法律等の一部を改正する法律案	五五一〇、六	五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	付委員会	議委員会	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	付委員会	議委員会	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	
			五六一〇、三〇	五六一〇、三〇	又は(衆)へ	議委員会	本会議	

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第九十三回国会閣法第九号、第九十四回国会衆議院送付）（本院継続審査）	九十四回国会 五六、四、一六 衆本会議趣旨説明	衆継続審査
	五、二三一 衆修正	
	五、二五 参本会議趣旨説明	
	参継続審査	

九十三回国会 五五、一〇、六 内閣提出

九十五回国会 五六、一〇、三〇 参可決

一一、一三 衆可決

要旨

本案は、第九十三回国会に提出されたが、衆議院で継続審査となり、第九十四回国会に本院に送付されたものであるが、提案の理由は、民間事業における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者等に対する退職手当の額の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自己都合により退職した場合を除き、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続し、勧しよう等により退職した場合に適用されている退職手当の額の一割増の特例を、所要の経過措置及び調整措置を講じた上、一割増に減額する。

二、職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他の事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講

ずるものとする。

なお、第九十四回国会において衆議院で、退職手当の額の一割増の特例の減額措置に関し、昭和五十六年四月一日から二年間、二段階で一割増に引き下げる」ととしている原案を、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないため、昭和五十七年一月一日から三年間、三段階で一割増に引き下げる」ととするほか、原案の題名の変更、旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関職員等の在職期間の計算について所要の措置を講ずる修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第九十三回国会に提出され、衆議院において継続審査となり、第九十四回国会において同院で修正議決の後、本院において継続審査となつたものであります。本法律案の内容は、長期勤続後の退職者等に対する退職手当の額の一割増の特例を所要の経過措置及び調整措置を講じた上、一割増に減額するとともに、退職手当の基準について、今後の民間事業における退職金の支給実情、公

務員制度及びその運用状況等を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないための緩和措置として、政府原案を修正して、昭和五十七年一月一日から百分の百十七に、五十八年一月一日から百分の百十三に、五十九年一月一日から百分の百十に引き下げるとともに、本法律案の題名を国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律に改め、国家公務員等退職手当法新たに附則を設け、旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関等への出向職員の在職期間の通算措置を講じる修正が行われております。

案提出と職員団体交渉との関係、退職手当の見直し問題、特殊法人役員の退職手当、生涯賃金論等であります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部理事より反対、自由民主党・自由国民會議を代表して伊江理事より賛成、日本共産党を代表して安武委員より反対、公明党・国民會議を代表して峯山委員より賛成、民社党・国民連合を代表して柄谷理事より賛成の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、退職手当制度見直し等に関する二項目の附帯決議が全会一致で行われました。

以上、御報告申し上げます。

なお、去る二十日、質疑に入るに先立つて、内閣委員会理事会の協議に基づき、委員長より政府に申し入れておいた人事院勧告の取り扱いについて、中山總理府総務長官より、趣旨を踏まえて誠意をもって対処してまいりたい旨の発言がありました。

委員会におきましては、鈴木總理の出席を求めて質疑を行なうなど、その審査を進めました。その質疑の主なものは、退職手当の性格、退職金調査方法の概要と資料の公表、法

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

番号 国第九十三回会	件名	提出月日	提出本院に受領			参議院	衆議院	備考
			又は(衆)へ送付月日	付委員会	委員会			
8	地方公務員法の一部を改正する法律案	五五一〇、六	五六一〇、三〇	五六、五一五	可	五六、一〇、一〇	五六、一一、一二	可
					決	五六、一〇、一〇	五六、一一、一二	決
					可	五六、一〇、一〇	五六、一一、一二	可
					決	五六、一〇、一〇	五六、一一、一二	決

地方公務員法の一部を改正する法律案（第九十三回国会内閣提出）  
第八号、第九十四回国会衆議院送付）（本院継続審査）

要旨

本法律案は、第九十四回国会で成立した「国家公務員法の一部を改正する法律」と同様、地方公務員に定年制度を設けることを主な内容とするもので、その概要是次のとおりである。

- 九十三回国会 五五、一〇、 六 内閣提出
- 衆継続審査
- 九十四回国会 五六、 四、一六 衆本会議趣旨説明
- 五、二三 衆修正
- 五、二五 参本会議趣旨説明
- 九十五回国会 五六、一〇、三〇 参可決

一、定年による退職

1 職員（臨時の職員等を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日

までの間で条例で定める日に退職する。

2 職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める。ただし、職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることができると認められる場合には、国の職員等との権衡を失しないように考慮を払い、条例で別の定めをすることができる。

#### 一一、定年による退職の特例

任命権者は、条例の定めるところにより、定年により退職する職員の職務の特殊性または職務遂行上の特別の事情からみてその退職が公務の運営に著しい支障を生ずると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続き勤務させることができる。この場合、一年を超えない範囲内で期限を延長できるが、三年を超えることはできない。

#### 二、定年退職者の再任用

任命権者は、条例の定めるところにより、定年により退職した者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保する上で必要があると認めるときは、一年を超えて

ない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合、任期は一年を超えない範囲内で更新できるが、三年を超えることはできない。

#### 四、施行期日

昭和六十年三月三十一日から施行するが、次の五の1の措置は、公布の日から施行する。

#### 五、その他

1 定年制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進等の必要な準備を行う。そのため地方公共団体の長は任命権者と必要な連絡、調整等を行う。

2 定年制度が実施される日の前日までに定年に達する職員は、定年制度が実施される日に退職するが、これらの職員についても勤務の延長及び再任用の措置をとることができる。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する県費負担教職員の再任用について所要の読み替え規定を設ける。

なお、第九十四回国会に衆議院において附則第四条から

第六条までの規定中「昭和五十五年法律第 号」を「

昭和五十六年法律第 号」とする修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、第九十四回国会で

成立した国家公務員法の一部を改正する法律と同様、行政の一層の効率的運営を図るため地方公務員についても定年制度を設けることとし、定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めること、職員は定年に達した日以後の最初の三月三十一日までの間の条例で定める日に退職すること、定年退職の特例として勤務の延長及び定年退職者の再任用制度について所要の規定をすること、これらの改正は昭和六十年三月三十一日に施行することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会の質疑に引き続き、今国会では内閣総理大臣、自治大臣、人事院総裁、その他政府当局に対し質疑し、また参考人の意見を求める等慎重に審議を行いました。その間、現行制度の立法過程、自治権との関係、定年制導入の必要性、団体交渉事項の範囲、高齢化の進行と定年制、条例準則の内容、再就職のあっせん等

の諸問題について熱心な論議を行ったのであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より賛成、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党を代表して神谷委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、将来、定年年齢の改正が必要とされる場合には改めて検討することとするなど五項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出月日	本院に受領月日	参議院
3	供託法の一部を改正する法律案	五六、九月四日	又は（衆）へ送付月日	衆議院
2	供託法の一部を改正する法律案	五六、一〇月三九日	（予）	付委員会
1	供託法の一部を改正する法律案	（予）	可決	議委員会
		（予）	可決	議本会議
		（予）	可決	付委員会
		（予）	可決	議委員会
		（予）	可決	議本会議
				備考

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出月日	予備送衆へ提	付委員会	参議院
4 第九十四回 会	集団代表訴訟に関する法律案	外藤原房雄君 (五六、一〇月二二日)	付月日	付月日	付委員会
			出月日	議委員会	議委員会
				決議本会議	決議本会議
				付委員会	付委員会
				議委員会	議委員会
				決議本会議	決議本会議

供託法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）

要旨

五六、九、一四 内閣提出  
一〇、二九 衆可決  
一一、二七 参可決

現在、供託金には供託法で利息を付することが義務づけられており、その利息は供託規則で年一・一ペーセントと定められている。

本法律案は、国の歳出の縮減を図るため、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、供託金に利息を付することを停止しようとするものであり、その結果三年間で四十一億六千万円の歳出の縮減が見込まれている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、供託法の一部を改正する法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の縮減を図るため、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。

委員会におきましては、本法案提出に至る経緯、供託金運用の現状、本法案が国民に与える影響、供託制度の見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案は、外国人登録事務の簡素化及び合理化を図り、財政支出の効率化に資するため、都道府県知事の行うこととなつて登録写票の分類整理事務の廃止、返納された登録証明書を市町村

長から法務大臣に送付させる手続の廃止等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、本改正案と行財政改革との関係、外国人登録事務委託の状況、外国人登録証明書及び資格外活動の問題、難民の処遇等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

両法案について質疑を終わり、別に討論もなく、順次採決の結果、供託法の一部を改正する法律案については多数をもつて、外国人登録法の一部を改正する法律案については全会一致をもつて、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第三号)（衆議院送付）

五六、九、二四 内閣提出

一〇、二九 衆可決

一一、二七 参可決

## 要旨

本法律案は、外国人登録事務の簡素化及び合理化を図り、財政支出の効率化に資するため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、新規登録、登録証明書の引替交付、再交付及び登録事項の確認の各申請に際し写真三葉を提出することとなつてゐるのを、二葉で足りることとする。

二、市町村長は、登録原票の写票二葉を作成し、都道府県

知事及び都道府県知事経由法務大臣に各一葉を送付することとなつてゐるのを、一葉を作成して都道府県知事経

由法務大臣に送付すれば足りることとし、都道府県知事の行うこととなつてゐる写票の分類整理事務を廃止すること。

三、返納された登録証明書を市町村長から法務大臣に送付させる手続を廃止すること。

四、本法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

## 委員長報告

供託法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

## ○大蔵委員会

### 衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 議委員会 決議本会 議本会 決議	衆議院 付委員会 議委員会 決議本会 議本会 決議	備考
1	昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	大蔵委員長 (五十六年一月十日)	五六年一二一〇	五六年一二一〇	五六年一二一〇 (予)	五六年一二一三	
					可	五六年一二一三	
					可	五六年一二一三	
					可	五六年一二一〇	決

昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（衆

第一号）（衆議院提出）

十四億円である。

委員長報告

五六、一一、一〇 衆委員長提出

衆可決

一一、一三 参可決

要旨

本法律案は、一年限りの特例措置として、昭和五十六年分の所得税について、特別減税を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別減税の額は、本人五百円に控除対象配偶者又は扶養親族一人につき五百円を加算したものとし、その金額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、当該特別減税前の所得税額相当額とする。

二、特別減税の実施方法については、確定申告者は、昭和五十六年分の所得税に係る確定申告書の提出の際に、特別減税前の所得税額から控除し、給与所得者は、昭和五十六年中の給与等の年末調整の際に、年末調整による年税額から特別減税の額を控除する。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、約四百八

ただいま議題となりました昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。一年限りの特例措置として、昭和五六年分の所得税について特別減税を行おうとするものであります。

特別減税の額は、本人五百円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき五百円とし、特別減税の実施方法については、申告所得者は確定申告書の提出の際に、給与所得者は年末調整の際に、年税額から特別減税の額を控除することとしております。

なお、特別減税による租税の減収額は約四百八十四億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

內閣提出法律案（一件）

国第九十三回	番号
22 会	件
日本学校健康会法案	名
	提出
五、一〇、一四	月日 提出
	送付 又は(衆)へ 本院に受領
五、六、二	付委員託会 参議院
総統審査	議委員決会 議院
	付委員託会 衆議院
	議委員決会 衆議院
	議本会決議 衆議院
	備考

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参議院
国第九十四回 2 会	国第九十四回 1 会	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	外柏谷照美君 (二二〇)名	小野明君 (五六、二二〇)名
			付月日	付月日
			出月日	出月日
			付委員会	参議院
			議員決議	
			議本會	
			議決議	
			付委員会	衆議院
			議員決議	
			議本會	
			議決議	
			備考	

○社会労働委員会

國 第 九 十 四 回 74 会	番 号
老人保健法案	件
	名
	提出
吾、 五、 五、 五	月 日 提出
受 領	本院に受領 又は(衆)へ 送付 月 日
吾、 二、 二、 三	委 員 會 付 託 會
吾、 二、 二、 〇	參 議 院 委 員 會 議 決 本 會 議 付 委 員 會 託 會
繼 續 審 查	議 決 本 會 議 付 委 員 會 託 會
吾、 九、 四	衆 議 院 委 員 會 議 決 本 會 議 付 委 員 會 託 會
修 正	吾、 一、 三
修 正	吾、 二、 一、 三
旨 說 明 聽 取	備 考 五、 一、 〇
本 會 議 で 趣	五、 一、 〇

第九十四回 会	九 四 回 会	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	外 勝 又 武 一 君 (三)七名	外 勝 又 武 一 君 (三)〇〇名
三 七		二 〇
繼 續 審 查		繼 續 審 查

国会の議決を求めるの件（一八件）

国第九十四回 12	国第九十四回 11	国第九十四回 10	国第九十四回 9	国第九十四回 8	国第九十四回 7
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係） 遇を受ける常用作業員（常勤作業員の処内め） 職員及び常勤作業員（常勤作業員を含む。）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）
五二六	五二六	五二六	五二六	五二六	五二六
受領 一〇三九	受領 一〇三九	受領 一〇三九	受領 一〇三九	受領 一〇三九	受領 一〇三九
一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元
公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認
一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元
九二四	九二四	九二四	九二四	九二四	九二四
公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認	公共企業体等の裁定のとおり実施することと承認 を承認
一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元	一〇二元



公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一号）外一七件（いずれも衆議院送付）

九十四回国会 五六、五、二六 内閣提出

衆継続審査

九十五回国会 五六、一〇、一九 衆議決  
一〇、三〇 参議決

### 要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一号）

同（国鉄労働組合関係）（第九十四回国会閣議第二号）  
同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十四回国会閣議第三号）  
同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十四回国会閣議第四号）  
同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十四回国会閣議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十四回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一ペーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万二百三十円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（第九十四回国会閣議第七号）  
同（日本電信電話労働組合関係）（第九十四回国会閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

一、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働關係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一ペー<sup>セント</sup>相当額に二千八百八十円を加えた額九千七百六十円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一〇号）  
同（全日本郵政労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一一  
号）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十四回国会閣議第九号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

一、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一ペー<sup>セント</sup>相当額に二千八百八十円を加えた額九千六百七十円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万四百七十八円の原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

（第九十四回国会閣議第一三三号）  
同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（第九十  
四回国会閣議第一四号）  
同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万四百七十八円の原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、月額九千八百七十九円の原資をもつて引き上げるものである。

（第九十四回国会閣議第一五号）  
一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（第九十  
四回国会閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

たものである。

一、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千八百九十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一八号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、アルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万三百六十一円の原資をもつて引き上げるものである。

一、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千八百九十五円の原資をもつて引き上げるものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）外十七件につきまして、社会労働委員会

における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、三公社五現

業の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以後、基

準内賃金の三・八一%相当額に二千八百八十円を加えた額

の原資をもって引き上げること等を内容とする本年五月十

六日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるもの

であります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全

会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実

施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。

## ○商工委員会

### 本院議員提出法律案（一件）

国第九十四回 7会	番号	
下請代金支払遅延等防止法の一 部を改正する法律案	件名	提出者
（市川正一君 外 五六 四 九 名）	（月 付 月 日 出 月 日 五 四 九 付 委 員 託 会 議 委 員 決 會 議 本 會 決 議 付 委 員 託 会 議 委 員 決 會 議 本 會 決 議 備 考	（月 付 月 日 出 月 日 五 四 九 付 委 員 託 会 議 委 員 決 會 議 本 會 決 議 付 委 員 託 会 議 委 員 決 會 議 本 會 決 議 備 考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提出月日	参議院
2	武器等の輸出の禁止等に関する法律案	（月日） 外清水勇君 (五六、七、二、二三)	付月日 五六、一、一六	付委員会 (五六、二、二六)	議委員決会
					議本会決議
					付委員会 (五六、二、二六)
					衆議院
					未了
					備考

○通信委員会

日本放送協会昭和五十三年度財産目録、貸借明細書及び損益計算書並びにこれに関する説明書	件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
（第九十四回国会）	（第九十五回国会）	（五六、三、一七）	付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	衆議院
九二四	五、九二四	五、九二四	付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
	議五、二、二六 決	議五、二、二六 決	付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
	議五、二、二七 決	議五、二、二七 決	付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
五六、九二四			付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
議五、二、二〇 決			付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
議五、二、二〇 決			付委員会 議員決会	付委員会 議員決会	
	衆議院は第九十四回国会において議決した。				

○決算委員会

件 名	提 出 月 日	参 議 院
昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書	(第 九 十 一 回 國 會) 五 四 一 二 三 二 五	
昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	(第 九 十 一 回 國 會) 五 五 一 二 三 九	
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	(第 九 十 一 回 國 會) 一 二 一 三 三	
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	五 六 九 二 四	付委員会 議委員会 決議本會 議決議本會 付委員会 議委員会 決議本會 議決議本會 備考
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	九 二 四	付委員会 議委員会 決議本會 議決議本會 付委員会 議委員会 決議本會 議決議本會 備考

○公職選挙法改正に関する特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参議院	備考
1 法律案	公職選挙法の一部を改正する法	金丸三郎君 (五六二〇、七)	付月日 五六、一〇、八	付委員託会 議委員決会 議本会決議	五六二〇、(予)八

○行財政改革に関する特別委員会  
内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	月提出	本院に受領	付委員託会	参議院	衆議院	備考
1 法律案	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法		五六、九三四	五六、一〇、三九	五六、一〇、三〇	可決 五六、一二、三七	議委員決会 議本会決議	旨本会議で趣取趣
						可決 五六、一二、三七	議委員決会 議本会決議	
						可決 五六、一二、三六	議委員決会 議本会決議	
						可決 五六、一二、三九	議委員決会 議本会決議	

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国  
の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案  
(閣法第一号) (衆議院送付)

- 五六、九、一四 内閣提出  
一〇、六 衆本会議趣旨説明  
一〇、二九 衆可決  
一〇、三〇 参本会議趣旨説明  
一一、一二七 参可決

要旨

一、特例適用期間の各年度における厚生年金保険の保険  
給付及び船員保険の年金たる保険給付等に係る国庫負  
担については、それぞれ現行の規定による国庫負担額  
の四分の三を基準等として予算で定める額に減額して  
繰り入れるものとすること及びこれらの措置により各  
事業の財政の安定が損なわれることがないよう、特例  
適用期間後において、国の財政状況を勘案しつつ、減  
額分に相当する額の繰入れその他の適切な措置を講ず  
るものとすること。

本案は、昭和五十六年七月十日臨時行政調査会が行つた  
「行政改革に関する第一次答申」の趣旨にのつとり、行政  
改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和  
五十七年度から昭和五十九年度までの間（以下「特例適用  
期間」という）における補助金、負担金等に係る国の歳出  
の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的とするも  
のであって、その措置の内容は次のとおりである。

第一 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の

特例

三、特例適用期間の各年度における私立学校教職員共済組合の退職給付等及び農林漁業団体職員共済組合の給付に係る国の補助については、それぞれ現行の規定による国の補助額の四分の三に相当する額に減額して補助することができるものとすること及びこれらの措置により各事業の財政の安定が損なわれることのないよう

う、特例適用期間後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとすること。

第二 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特例

一、特例適用期間において、地震再保険特別会計法の同特別会計事務費の一般会計からの繰入れに関する規定は、同特別会計に借入金がある年度を除き、適用しないものとすること。

二、特例適用期間において、自動車損害賠償保障法の自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償保障事業等の事務費の一般会計からの繰入れに関する規定は適用しないものとし、これに伴い、自動車損害賠償責任再保険特別会計法について所要の規定の整備を図る

ものとすること。

### 第三 児童手当の支給要件に係る特例等

一、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとすること。

二、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者又は公務員であつて、政令で定める一定の所得未満のものに対し、第二子以降の児童一人につき月額五千円の特例給付を行うものとし、当該特例給付に要する費用のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもつて充てるものとすること。

三、児童手当制度については、一及び二の特例措置との関連をも考慮しつつ、その全般に関して速やかに検討が加えられたうえ、この特例措置の適用期限を日途として必要な措置が講ぜられるべきものとすること。  
第四 公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例

一、特例適用期間の各年度に係る公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十七号）の規定に基づく公立の小中学校の学級編制の標準についての政令を定めるに当たつては、特に国の財政事情を考慮するものとすること。

二、一の規定は、特例適用期間の各年度に係る公立の中学校等の教職員定数又は公立の高等学校等の教職員定数の標準についての政令を定める場合に準用するものとすること。

#### 第五 特定地域に係る国の負担、補助等の特例

一、特例適用期間において、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等の規定に基づき都道府県若しくは指定都市（これらが加入している一部事務組合等を含む。）の行う事業又は国がこれらに負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧その他災害による危険に緊急に対処する必要のある事業を除く。）に要する経費に対する国の負担又は補助であつて、法律に基づく通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものについては、

当該嵩上げに相当する国の負担又は補助の金額の六分の一を減ずるものとすること。

二、特例適用期間における一の措置に伴い、関連規定の整備等を図るものとすること。

三、通常の国の負担又は補助に係る金額の算定についての細目、必要な技術的読替えその他一及び二の規定の適用に關し必要な事項について政令で定めるものとすること。

#### 四、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備

のための国の財政上の特例措置に関する法律等の規定に基づき都道府県が特例適用期間において発行を許可された地方債に係る利子支払額の一部の国による補給については、当該補給金額の六分の一を減ずるものとすること。

五、国は、これらの措置の対象となる都道府県又は指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとすること。

#### 第六 政府関係金融機関の貸付金利の特例

一、住宅金融公庫法及び農林漁業金融公庫法等の規定に

において定められている貸付金の利率（利率の最高が定められている場合にあつては、当該最高利率）については、特例適用期間において、当該貸付金の貸付けを行いう政府関係金融機関に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五パーセントを超える場合には、政令で、当該超える部分の範囲内で、貸付金の区分又は種類ごとに当該貸付金の利率に加算する利率を定め、又はこれを変更することができるものとすること。

一「一」の政令を定め、又はこれを変更する場合において

は、居住環境の良好な住宅の建設等の促進又は農林漁業の健全な発展のために当該貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮しなければならないものとすること。

第七 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例

内閣総理大臣又は国務大臣が、特例適用期間において、給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合は、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しないものとすること。

第八 その他

一、この法律は、公布の日から施行するものとすること。  
二、所要の規定の整備等を図るものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」につきまして、行財政改革に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の合理化効率化を推進するための一環として、財政再建に関する緊急な課題に対処する等のため、本年七月十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置を講じようとするものであります。

その内容は、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間を特例適用期間とし、その間における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を講じようとすること。

本法律案は、去る九月二十四日国会に提出され、十月三十日本委員会において中曾根行政管理庁官から趣旨説明

を聽取した後、審査に入り、長時間にわたり熱心な質疑が行われました。その間、連合審査会の開催をはじめ、中央公聴会、委員派遣による地方公聴会を大阪及び札幌の両市で行うほか参考人より意見聴取を行うなど、きわめて慎重な審査を行いました。

委員会におきましては、行政改革の理念と今後の展望、五十八年度以降の増税なき財政再建の見通し、不公平税制の是正、厚生年金等の国庫負担減額分の補てん措置の明確化、児童手当制度の運用と存続、四十人学級と教職員の定数改善、特定地域のかさ上げ補助等の引き下げに伴う財政措置、医療費の適正化と医療保険対策、特殊法人の見直し、公共工事の適正実施等行財政改革の全般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事が賛成、日本共産党を代表して佐藤委員が反対、公明党・国民会議を代表して峯山理事が賛成、民社党・国民連合を代表して小西委員が賛成、新政クラブを代表して森田委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられ

ました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案(二件)

番号	件名	提出月日	本院に受領月日	参議院
5	4 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	五、一〇、三 一〇、二	送付月日	付委員会
				参議院
				付委員会
				議本会決議
				内閣
		未	未	付委員会
		了	了	議本会決議
				備考

決算(一件)

件名	提出月日	付委員会	参議院	衆議院	内閣	備考
(第九十四回国会)		付委員会	議本会決議	議本会決議	内閣	
昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書		付委員会	議本会決議	議本会決議	内閣	
(五五、一二、三六)		付委員会	議本会決議	議本会決議	内閣	
決算(五六、九三四)		付委員会	議本会決議	議本会決議	内閣	
継続審査		議本会決議				

### 三、請願の審議経過

(1) 請願件數一覽

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会 一〇〇件

旧滿州棉花協會等を恩給法による外國特殊機關指定に関する請願（第一一〇六号外九件）

○地方行政委員会 一件

通り魔的犯罪の防止に関する請願（第一〇〇九号）

○法務委員会 一件

国籍法等の改正に関する請願（第一四七一号）（意見書付）

○外務委員会 一四四件

私学助成の大額増額等に関する請願（第二六号外三件）  
学校教育における教科内容に関する請願（第七三号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願（第七二号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准

に関する請願（第三九二号外八件）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願（第七三六号）

婦人差別撤廃条約の早期批准に関する請願（第八七一号外一件）

○大蔵委員会 二二件

民間金融機関の発展強化に関する請願（第八九三号外一件）

○文教委員会 五四件

私学助成の大額増額等に関する請願（第二六号外三件）  
学校教育における教科内容に関する請願（第七三号）  
大幅私学助成に関する請願（第一一四号外一三件）  
私学の学費値上げ抑制等に関する請願（第五三四号）  
私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願（第

八九四号外三件)

私学の学費値上げ抑制・私学助成の拡大に関する請願(第

重慶内部障害者収容授産施設の設置に関する請願(第一〇一二二号)

教育の充実に関する請願(第一四七二号外一件)

私学の学費値上げ抑制、教育研究の発展に関する請願(第

民間保育事業振興に関する請願(第一〇八五号外三三一件)  
手話通訳の制度化等に関する請願(第一五五五号)

私立大学に対する国庫助成の削減反対等に関する請願(第  
一九九一号外一件)

無認可障害者作業所の助成に関する請願(第一八三三号外  
二件)

海外残留遺族等に対する援護措置に関する請願(第二四一  
二一九四号)

海外残留遺族等に対する援護措置に関する請願(第二四一  
四号)

保育所振興対策の確立に関する請願(第二二五三一号)

## ○社会労働委員会

一一五件

国民健康保険組合療養給付費補助金等に関する請願(第五

号外五七件)

号外五七件)

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第二二一号  
外二件)

漁港の整備促進等に関する請願(第二二七二号)

身体障害者福祉法の改正による中途失聴者及び難聴者の救  
濟に関する請願(第二二七四号外二件)

林業木材業等不況緊急対策に関する請願(第四三三一号)

身体障害者福祉法の改正による中途失聴者及び難聴者の救  
濟に関する請願(第二二七四号外二件)

農業の基盤整備並びに農村環境整備の現行補助制度の存続  
等に関する請願(第四三五号)

保育振興対策等に関する請願(第二二九六号)

台風十五号による被災農家の救済等に関する請願(第五三

九号)

身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(第五九

号)

○号外九件)

## ○農林水産委員会

一〇〇件

漁港の整備促進等に関する請願(第二二七二号)

林業木材業等不況緊急対策に関する請願(第四三三一号)

農業の基盤整備並びに農村環境整備の現行補助制度の存続  
等に関する請願(第四三五号)

台風十五号による被災農家の救済等に関する請願(第五三  
九号)

食管制度、昭和五十六年産米価、農業基盤整備事業等に関  
する請願(第七三七号)

畜産経営の危機打開に関する請願（第八五九号外一件）

三件

農協金融の機能拡充強化に関する請願（第八九一号外一件）

林業危機の打開に関する請願（第九四〇号）

台風十五号による災害復旧対策に関する請願（第八六一號）  
外一件

○通信委員会

二件

郵便貯金の現行制度の存続に関する請願（第八七三号外一  
件）

○建設委員会

一九四件

住宅・宅地政策に関する請願（第一一五号外一八八件）  
第六次治水事業五箇年計画の推進に関する請願（第四三七  
号）

○行政改革に関する特別委員会

四件

国の行う行政改革に関する請願（第四三九号）

国民生活の安定と地方分権の推進に資する行政改革に関す  
る請願（第五三三号）

長期的、抜本的な行政改革実現に関する請願（第八六二号  
外一件）

第六次治水事業五箇年計画の策定に関する請願（第五四二  
号）

急傾斜地崩壊対策事業の拡充促進に関する請願（第五四三  
号）

交通渋滞対策のための堤防利用に関する請願（第八九〇号  
外一件）

## 四、委員会別国政調査概要

### ○内閣委員会

昭和五十六年十一月十五日 木曜日

国家公務員の退職手当に関する件、横浜市内における米軍の燃料タンク爆発事故に関する件、行政改革に関する件、国の防衛に関する件等について宮澤内閣官房長官、中山總理府総務長官、大村防衛庁長官、中曾根行政管理庁長官、藤尾労働大臣、藤井人事院総裁、政府委員、外務省、農林水産省当局及び参考人公共企業体等労働委員会会长中西實君に対し質疑を行つた。

十一月二十五日 水曜日  
(同和問題に関する小委員会)

同和問題に関する件について参考人部落解放同盟中央本部書記長上杉佐一郎君、全日本同和会事務局長谷平武君、全国部落解放運動連合会書記長中西義雄君及び同和対策協議会会长磯村英一君から意見を聴いた。

### ○地方行政委員会

昭和五十六年十一月十五日 木曜日

地方行財政等に関する件（地方公務員法の一部を改正する法律案（第九十三回国会閣法第八号）と一括議題）について安孫子自治大臣、政府委員、人事院、大蔵省、国土厅、水産厅、建設省、

文部省及び厚生省当局に対し質疑を行つた。

○法務委員会

昭和五十六年十月十三日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○外務委員会

昭和五十六年十月十五日 木曜日

歐州評議会に関する件、日ソ問題に関する件、中東問題に関する件、メキシコにおける南北サミットに関する件、対ソ経済措置に関する件、沖繩における米軍に関する件、日韓問題に関する件等について園田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

十一月十一日 木曜日

対米武器技術輸出問題に関する件、米国の対日防衛力増強要請問題に関する件、戦域核問題に関する件、中東問題に関する件、軍縮問題に関する件、南北サミットに関する件、日韓経済協力問題に関する件、朝鮮問題に関する件等について園田外務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行つた。

○大蔵委員会

昭和五十六年八日木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○文教委員会

昭和五十六年十一月二十二日木曜日

前教科書協会会长が関係するゴルフ場の会員権取得に係る問題に関する件、国土館大学が「ブラジル」に設立している教育法人「ブラジル國土館大学協会」の問題等に関する件、教科書会社による政治献金問題に関する件、行財政改革に関する文教施策の諸問題に関する件、教科書に係る諸問題に関する件等について田中文部大臣、政府委員、法務省、自治省及び外務省当局に対し質疑を行つた。

十一月二十七日火曜日

中央教育審議会の設置及び諮問事項等の問題に関する件、教科書検定問題に関する件、前教科書協会会长が関係するゴルフ場の会員権取得に係る問題に関する件、教科書会社による政治献金問題に関する件、夜間中学問題に関する件等について田中文部大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

十一月五日木曜日

青少年の非行及び校内暴力問題に関する件、教科書に係る諸問題に関する件、著作権問題に関するす

る件、弘前大学の教員処分問題に関する件、私学助成に関する件等について田中文部大臣、政府委員、総理府、文部省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。

○社会労働委員会

昭和五十六年  
十月八日木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十二日木曜日

夕張新炭鉱の災害に関する件について政府委員から報告を聴いた後、同件、チチュウカイミバエに係る港湾労働者の就労と安全に関する件、六価クロム障害の労災補償適用問題に関する件、産業用ロボット導入に伴う雇用問題に関する件等について藤尾労働大臣、政府委員、労働省、農林水産省及び運輸省当局に対し質疑を行つた。

十一月二十七日火曜日

スモン病対策に関する件、薬価基準の改定に関する件、大鵬薬品のダニロンの発ガン性問題に関する件、丸山ワクチン問題に関する件、中央薬事審議会委員の任期に関する件、支払基金業務のコンピューター導入に関する件、国立病院及び国立療養所における定員削減に関する件、社会保険診療報酬改定問題に関する件、医薬品副作用による被害者救済に関する件、精神障害者の人権と医療問題に関する件等について村山厚生大臣、政府委員、警察庁及び厚生省当局に対し質疑を行つた。

○ 農林水産委員会

昭和五十六年  
十月十三日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十九日 木曜日

本年八月の台風等による農林水産業関係の被害状況等について政府委員から説明を聴いた。  
八月の台風等による農林水産業関係の被害状況と対策に関する件及び昭和五十六年産さとうきびの生産者価格等に関する件について亀岡農林水産大臣、政府委員、沖縄開発庁当局及び参考人蚕糸砂糖類価格安定事業団理事長岡安誠君に対し質疑を行つた。

十一月 五日 木曜日

市街化区域内の農地等に関する件、消費者米価及び政府所有米の保管管理状況等に関する件及びチチュウカイミバエの防疫問題等に関する件について亀岡農林水産大臣、政府委員、国土庁、建設省、行政管理庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行つた。

十一月 十三日 金曜日

営林署の統廃合問題に関する件、スーパー林道開発に伴う諸問題に関する件、農地転用許可等に関する件、沖縄県におけるさとうきび等甘味資源対策に関する件等について亀岡農林水産大臣、政府委員、労働省、通商産業省、環境庁及び法務省当局に対し質疑を行つた。

○商工委員会

昭和五十六年

十月十五日木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

十月二十日火曜日

北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件について田中通商産業大臣及び政府委員から報告を聴いた。

十一月二十七日火曜日

北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件について派遣委員から報告を聴いた後、田中通商産業大臣、政府委員、労働省、警察庁及び会計検査院当局に対し質疑を行つた。

十一月十九日木曜日

大規模小売店舗出店規制強化問題に関する件、中小企業対策に関する件、景気対策に関する件、新聞営業学生の雇用実態に関する件等について田中通商産業大臣、政府委員、大蔵省、国税庁、文部省及び労働省当局に対し質疑を行つた。

十一月二十六日木曜日

アルミニウム産業及び紙パルプ産業の現況等に関する件について参考人社団法人日本アルミニウム連盟会長松永義正君、日本製紙連合会会长田中文雄君及び産業構造審議会紙パルプ部会長辻村江太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

○運輸委員会

昭和五十六年  
十月八日木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

十一月五日木曜日

青函トンネルの建設問題等に関する件、特定地方交通線の廃止等に関する件、軽貨物運送事業者によるタクシー営業類似行為問題等に関する件、運輸省関係の昭和五十七年度予算の概算要求に関する件、運輸政策審議会の答申に関する件、国鉄の経営改善計画に関する件、外国人船員研修生の乗船問題に関する件等について塩川運輸大臣、浅野参議院法制局長、政府委員、高木日本国有鉄道総裁、警察庁、日本国有鉄道、自治省、法務省当局及び参考人日本鉄道建設公団総裁仁杉巖君に対し質疑を行つた。

○通信委員会

昭和五十六年  
十一月十一日木曜日

日本電信電話公社の経営の在り方に関する件、公衆電気通信事業の将来展望に関する件、高度情報通信システム（INS）に関する件、日本電信電話公社の福祉施策に関する件、日本電信電話公社の研究開発に関する件、日本電信電話公社等の雇用確保に関する件、データ通信回線利用の自由化に関する件、国際放送の拡充強化に関する件、オリンピック・ロサンゼルス大会の放送権料に関する件、日本電信電話公社の不正経理に関する件、山科電報電話局職員の交通事故に

関する件、郵便貯金の伸び率鈍化に関する件等について山内郵政大臣、政府委員、真藤日本電信電話公社総裁、日本電信電話公社、外務省、大蔵省当局及び参考人日本放送協会理事田中武志君に対し質疑を行つた。

### ○建設委員会

昭和五十六年  
十月十三日

火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十六日 木曜日

公営住宅の建設に関する件、国有林の整備と災害予防に関する件、住宅建設の現況と対策に関する件、建設業における談合問題に関する件、都市中小河川の水害対策に関する件等について齊藤建設大臣、原国土庁長官、政府委員、建設省、運輸省、日本国有鉄道、林野庁、公正取引委員会当局及び参考人本州四国連絡橋公團副総裁大富宏君に対し質疑を行つた。

### ○予算委員会

昭和五十六年  
十月五日 月曜日

予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣、河本経済企画庁長官、齊藤建設大臣、安

孫子自治大臣、渡辺大蔵大臣、中曾根行政管理庁長官、村山厚生大臣、藤尾労働大臣、園田外務大臣、大村防衛厅長官、中山総理府総務長官、田中通商産業大臣、田中文部大臣、原国土厅長官、亀岡農林水産大臣、塩川運輸大臣、奥野法務大臣、中川科学技術庁長官、政府委員、高木日本国有鉄道総裁及び外務省当局に対し質疑を行つた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○物価等対策特別委員会

昭和五十六年  
十月

七日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術振興対策特別委員会

昭和五十六年  
十月

七日 水曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

十一月 十三日 金曜日

ライフ・サイエンスに関する件、使用済み核燃料の再処理問題に関する件、昭和五十七年度の科学技术庁予算に関する件、鉱山保安技術研究に関する件、原子力安全行政に関する件、原子力発

電所の労働者の被曝問題に関する件等について中川科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、通商産業省、労働省及び文部省当局に対し質疑を行つた。

○公害及び交通安全対策特別委員会

昭和五十六年  
十一月十三日 金曜日  
公害及び環境保全対策に関する件及び交通安全対策に関する件について鯨岡環境庁長官、政府委員、建設省、公正取引委員会、厚生省、通商産業省、運輸省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行つた。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十六年  
十一月二十一日 水曜日

北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件について政府委員から報告を聴いた。

十一月二十七日 金曜日

北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件について派遣委員から報告を聴いた。  
閉会中に行つた委員派遣の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十六年  
十一月二十七日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○安全保障特別委員会

昭和五十六年  
十一月十三日 金曜日

防衛費に関する件、市民防衛に関する件、日米安全保障協議委員会と極東有事研究に関する件、機密保護法に関する件、日米共同演習に伴う漁業被害等に関する件、防衛戦略問題に関する件、日米安全保障体制に関する件、防衛力の整備に関する件、対米武器技術輸出問題に関する件、戦域核問題に関する件、日米防衛協力研究問題に関する件、対韓援助と安全保障問題に関する件等について大村防衛庁長官、園田外務大臣、政府委員、消防庁、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行つた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

## (付) I 参議院役員一覧

(召集日 56.9.24 現在)

役 員	召 集 日	会 期 中 選 任
議 長	徳 永 正 利 君	
副 議 長	秋 山 長 造 君	
常 任 委 員 長	内 閣 林 遼 君	遠 藤 要 君 (56.9.28)
	地 方 行 政 亀 長 友 義 君	上 條 勝 久 君 (56.9.28)
	法 務 鈴 木 一 弘 君	
	外 務 秦 野 章 君	稻 嶺 一 郎 君 (56.9.28)
	大 藏 中 村 太 郎 君	河 本 嘉 久 藏 君 (56.9.28)
	文 教 降 矢 敬 義 君	片 山 正 英 君 (56.9.28)
	社 会 労 働 粕 谷 照 美 君	
	農 林 水 產 井 上 吉 夫 君	坂 元 親 男 君 (56.9.28)
	商 工 金 丸 三 郎 君	降 矢 敬 雄 君 (56.9.28)
	運 輸 桑 名 義 治 君	
特 別 委 員 長	通 信 勝 又 武 一 君	
	建 設 吉 田 正 雄 君	
	予 算 木 村 瞳 男 君	植 木 光 教 君 (56.9.28)
	決 算 和 田 静 夫 君	
	議 院 運 営 桧 垣 德 太 郎 君	
	懲 罰 小 澤 太 郎 君	石 本 茂 君 (56.9.28)
	災 害 村 沢 牧 君	
	物 價 等 高 杉 迪 忠 君	
	公 選 法 改 正 安 田 隆 明 君	
	科 学 技 術 振 興 太 田 淳 夫 君	
事 務 総 長	公 害 • 交 通 坂 倉 藤 吾 君	
	エ ネ ル ギ 一 森 下 泰 君	
	沖 繩 • 北 方 大 鷹 淑 子 君	
	安 全 保 障 加 藤 武 德 君	
	行 財 政 改 革 玉 置 和 郎 君	

※ 特別委員会は 56.10.7 設置

同日、各委員長選任

## (付) Ⅱ 参議院会派別所属議員数表

(召集日 56.9.24 現在)

会 派	任 期	① 昭58.7.9			② 昭61.7.7		
		議員数	全 国	地 方	計	全 国	地 方
自由民主党・自由国民会議	135(6)	19(3)	47	66(3)	21(2)	48(1)	69(3)
日本社会党	47(2)	9(1)	16	25(1)	9(1)	13	22(1)
公明党・国民会議	27(2)	9(1)	5(1)	14(2)	9	4	13
日本共产党	12(5)	3(1)	2(1)	5(2)	3(1)	4(2)	7(3)
民社党・国民連合	11	3	2	5	3	3	6
新政クラブ	7	4	1	5	1	1	2
第二院クラブ	3	1	0	1	1	1	2
一 の 会	3(1)	0	0	0	2(1)	1	3(1)
各派に属しない議員	3	1	2	3	0	0	0
欠 員	4	1	1	2	1	1	2
合 計	252(16)	50(6)	76(2)	126(8)	50(5)	76(3)	126(8)

※ ( )内は婦人議員数

備考 (1) 56.10.8 永野嚴雄君逝去(自民・広島県選出②)

(2) 56.11.5 小林国司君入会(自民・鳥取県補欠当選②)

(3) 56.11.16 鍋島直紹君逝去(自民・佐賀県選出①)